

(第二類 第五号)

第四十三回国会
衆議院

オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録 第五号

(三三三)

昭和三十三年三月二十日(水曜日)

午後一時二十三分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 伊能繁次郎君 理事 小金 義照君

理事 田中 榮一君 理事 羽田武嗣郎君

理事 小林 信一君 理事 佐藤觀次郎君

荒船清十郎君 井村 重雄君

上村千一郎君 金子 一平君

飯谷 忠男君 木村 公平君

小平 久雄君 濱野 清吾君

藤原 節夫君 松永 東君

大柴 滋夫君 田原 春次君

中村 高一君 三木 喜夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 原出 憲君

大蔵事務官 片桐 良雄君

(日本専売公社監理官)

文部政務次官 田中 啓一君

文部事務官 前田 充明君

(青体局長)

委員外の出席者

文部事務官 清水 成之君

(体育局長)

文部事務官 西田 泰介君

(体育局スポー

ツ課長)

日本専売公社総 阪田 泰二君

裁

日本専売公社販 狩谷 亨一君

売部長

参考人

(東京都オリ

ンピック準備局長) 関 晴香君

参考人

(オリンピック

東京大会組織委 与謝野 秀君

参考人

(オリンピック

東京大会組織委 村井 順君

員会事務次長)

参考人

(オリンピック

東京大会組織委 大野 隆蔵君

員会事務部長)

参考人

(東京オリン

ピック資金財団理 勉君

事長)

三月二十日

委員大沢雄一君、中村梅吉君及び中

山マサ君等につき、その補欠とし

て井村重雄君、飯谷忠男君及び木村

公平君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

同日

委員井村重雄君、飯谷忠男君及び木

村公平君等につき、その補欠とし

て大沢雄一君、中村梅吉君及び中山

マサ君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

オリンピック東京大会の準備等のた

めに必要な特別措置法に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一三六号)

オリンピック東京大会の準備等に必

要な資金に充ててするための寄附金付

製造たばこの販売に関する法律案

(内閣提出第六三三号)(参議院送付)

オリンピック東京大会準備促進に関

する件

○島村委員長 これより会議を開きま

す。

オリンピック東京大会の準備促進に

関する件について調査を行ないます。

発言の申し出がありますので、これ

を許します。田原春次君。

○田原委員 東京オリンピックの準備

の進行状況を主としてお尋ねしたいと

思います。参考人の村井事務次長、与

謝野事務次長、関東京オリンピック

準備局長並びに文部省の関係局長にお

尋ねたいと思います。

ただいまのところ、東京オリンピック

の準備はどの程度進んでおりますか。

会場、設備等の問題が第一、第二

が予算の問題、第三が、各種選手強化

の状況等について、この際明らかにし

てもらいたい。

○村井参考人 大会の準備事務の進捗

状況につきまして、会場の問題と予算

の問題について御説明したいと思います。

選手強化につきましては、これは体

協選手強化本部の方の仕事でございま

すので、私の方は直接タッチしており

ません。しかし、組織委員会から、私

から返事しろといえ、個人的な意見

としてはお答えしなければならぬと思

います。

まず第一は、会場、いわゆる競技場

その他の施設がどの程度進んでいるか

ということかと思えます。これにつき

ましては、御承知のごとく、大部分は

文部省が中心となり、その他の政府機

関が競技場の建設をやっていたので

おります。それから東京都が駒沢セン

ター等の設備をしてありますが、その

方は順調に進んでいるように聞いてお

ります。なお、会場につきまして決定

していない面が二、三ございいます。た

とえばバレーの競技場、あるいは自転

車のトラックの競技場、それからボク

シングの競技場、三つございいますが、

大体ボクシングの競技場は後楽園のア

イスパレスを使うことに一応計画を進

めて、目下折衝いたしております。そ

れからバレーにつきましては、これは

東京都の方の御方針がございまして、

東京都の方で都内の晴海なりその他の

会場がきまらぬかどうかをお待ちしまし

て、もしきまらなければ、横浜の方の

会場をあわせ考えようというので、こ

れも近々きまたい。それから自転車

のトラック競技につきましては、八王子

の陵南グラウンドに大体話がつきまし

て、この三つにつきましては、できれ

ばこの三月二十八日の組織委員会にか

けて本きまりにしたい、それによつて

未定競技場をなくしたい、さように考

えておりますが、その中に、先ほど申

しましたように東京都との関係もござ

いまして、場合によればバレーの競技

場が今月中にはきまらない場合もあり

得ると考えております。しかし、その

競技場につきましては組織委員会が直接

施設しなければならぬ予算というもの

は、三十八年度予算で一応つきまし

て、クレーの射撃場その他一応予算も

つきまして、それから今申し上げまし

た自転車、陵南グラウンドのトラック

の建設費もつきまして、一応見通

しはこれで立った、さように考えてお

ります。

次は、予算の状況でございます。予

算につきましては、三十八年度予算

が、大蔵省の査定を終わりました、目

下国会で御審議願っておりますわけで

ございますが、一応三十八年度予算は約十

一億二千八百万という予算がついたわ

けであります。その内容につきまし

て、実は御質問があることを承知して

おれば、いろいろ資料を持って参つて

御説明を十分したかったのであります

が、資料の準備がございせんので、

私の記憶にある程度で御説明を申し上

げたいと思っておりますが、この十一億二千

八百万円につきましては、まず収入から

申し上げますと、この三十八年度予算

からは、いわゆる国と都との補助金

と、資金財団の寄附金、それから組織

委員会みずからの事業収入、この三つ

の収入で大体まかなうことになってお

るのでございます。この収入の面につ

きまして三十八年度の特徴を申し上げます

と、従来の予算の収入はもっぱら補助

金と寄附金でまかなっておったので

ございますが、三十八年度から初めて事

業収入、入場金の収入が加わったわけ

でございます。要するに、約四億九千

何百万、五億に近い収入が事業収入と

して入りました、これがむしろ中心と

なったわけでございまして、組織委員

会の本来の予算の姿になった、さように思っております。この四億九千万、約五億を除きました残額につきましまして、補助金と寄付金をもつてまかなう、大体こういうような、収入につきまして新しい特徴が現われたわけでございます。

次は支出について申し上げますが、この十一億二千八百万円につきましまして、実は十九億を要したわけでございます。十九億の要求に対して十一億二千八百万、これはもう非常な削減ではないかと、いろいろ御意見もございまして、実を申し上げますと、そのうちの約五億何千万というものは、繰り越しをいたしましたり、あるいは計画変更で三十八年度で不用になりましたものでございまして、結局三十八年度といたしましては約十四億を要した形になっております。十四億のうち十一億二千八百万が認められたというところになっております。特に支出の第二の特徴といたしましてわれわれ考えておりますのは、一応われわれが計画いたしましたものは、大なり小なりほとんど全部につきましまして認められた。全部芽が出ました。でありますから、一応われわれの構想は全面的にこれから着手することができまして、この三十八年度に芽が出まして、これを三十九年度に本格的に完成できる、この予算の大体認められ、査定されました額によつて、一応予算的には大体自信を得た、こういういうが言えると思うのでございます。三十八年度の予算の収入支出につきましましての内容はさういふことでございますが、さらにこまかい点、御質問があれば御返事申し上げますと思

それから第三の選手強化の問題につきましまして、先ほど申し上げましたように、これはもう体協の方でやっております。あくまでも日本において東京でやるオリピックでありますので、もちろん参加するの目的でありますけれども、同時に、できるだけ勝たなければならぬという要望で、体協を中心として選手強化に全面的に御努力になっておるやうに伺っております。

以上でございます。

○田原委員 第二点の予算の面で、当初要求したのが十九億であり、そのうち十一億が認められた、およそ七億削減されたことになるのか、それはどういう理由で削減されたのか、また、削減された当初の規模を小さくしたのか、あるいはその十一億で東京オリピックが十分やっていけるのか、現在の予算の範囲での計画と十九億で立てた当初計画の比較、どういふ点が削減されたのか、これも明らかにしていただきたいと思ひます。

○村井参考人 予算書を今ちょっと忘れて参りましたので、こまかい点を申し上げるならば、あと十分か十五分お待ちくださいたいのでございまして、大体の点を申し上げますが、先ほど申し上げましたように、約十九億のうち三億ばかりが来年度繰り越しになったと思ひます。それから約二億七千万が計画変更になったと思ひます。その一つを申し上げますと、まず定員の問題でございます。定員につきましましては、われわれとしては三十八年度に四百二十五名までふやしたい、しかも四月一氣にふやしたい、また十月一氣にふやす、初めからふやすという方針をとりましたものを、漸増方式、次第に

これからふやしていくという方式に変えたわけでありまして、それから最後の四百二十五名のわれわれの要望でありましたのが、一応三百五十名くらいでできるのではないかと、それで足りない点は政府なりその他からの派遣職員でもつてまかなう、もうすでに派遣職員も若干来ておりますので、そういうことで実質的には大体支障ない、これだけで約一億以上違つております。それから施設費について申し上げますならば、軽井沢の耐久馬術の計画でございしますが、最初一億三千万くらいを計上したと思ひます。それがこれだけでも約八千万くらい計画変更いたしましたか、と申しますのは、軽井沢になるか、どこになるかわかりませんが、そういう大きな額を出してございまして、その軽井沢にその後まきまして調査いたしましたところ、大体計画変更いたしましたところ、三十八年度は三、四千万円であつたと思ひます。それだけで約八千万違つても、それから、選手村の食堂につきましても、約二億ぐらひかけてございまして、その後の計画によりまして、まず一棟からつくる、あるいは三十八年度は基礎的なものをやればよいというやうなことで、半額を減らしまして、またこれが一億ぐらひ減らす、そういうやうなもので、計画変更と繰り延べによりまして、さつき申し上げましたように五億七千万ぐらひ、概算要求を出しまして、しかも査定になります三千万間のわれわれの研究の結果、それだけ削つても大丈夫だ、こういう数字になりました。でありますので、大体十

四億から十一億何千万に減つたと思ひます。一つの例を申し上げますと、たとえば交通計画なら交通計画について、三千万の要望を出してございまして、それが二千万になりましたのはどういふ点があるかと申しますと、それは単価を少し減らして数はそのまま認めよう、こういうことで、これが約三分の一減らされております。その他、そういうやうに節約面でも若干減らされたのがございしますが、予算は、われわれが現実主張するものの八〇%程度は認められていた。そういうやうなことで大体やつていけるのじゃないか、さうに考へます。

○田原委員 ただいまの説明の範囲で見ますと、予算が相当削られておるやうであります。その範囲で来年まで十分やつていけますかといふことと、あわせて伺ひたいのは、この十月に、普通に言われるプレ・オリピックをやりますね。これらの予算は、昭和三十八年度の予算でどれだけのものを見当つけておるか、あるいは別に政府関係の予算以外のことであるのか、このプレ・オリピックの招待の範囲、それから特に予算面から見た状況を伺ひたい。

○村井参考人 われわれ事務局でさうに検討いたしましたして、目下実行予算というものをつくつておりますが、この程度であるという自信が持てること事務局で考へております。それから第二の、国際スポーツ大会の予算であります。予算といたしましては、初め八千万程度を要望いたしましたのに対して、四千五百万というものが査定になっております。しかし、われわれと

しましては予備費を約八千万もらつておりますので、予備費の八千万のうちから約四、五百万円を加へまして、約五千万ちよつとの予算でもってスポーツ大会をやつていこう。スポーツ大会は、オリピックを組織委員会がやるやうに全部の責任を組織委員会が引き受けていけるわけではなくて、国際スポーツ競技をやるその機会に、組織委員会でもリハールするものだけを引き受けよう、たとえば会場管理の問題で申し上げますと、開会式、閉会式だけを組織委員会が引き受ける、その他の競技場の会場管理は各競技団体にそのままやつていただくというやうに、この五千万の予算で、とにかくスポーツ大会でリハールをやるお手伝いをやろう、それ以外のところは大体各競技団体が入場料その他で運営していく。さらに申し上げますと、すでに御承知かと思ひますが、一億七千万という予算をNHKが計上いたしまして、外国選手を三百五十人招待することになつております。スポーツ大会もこれでできるという考えを一応持つております。また、この予算の程度でリハールをやらしていただく、さうに考へております。

○田原委員 会場その他の施設で、柔道の問題について組織委員会の説明が特になつたのであります。聞くところによると、柔道のための特別の会場ないし設備に、水泳プールを一晚のうちに柔道試合に適するものとする。何ゆゑに一体柔道だけをさういふやうに間に合わせにするのか。これは当初からさういふ計画であつたか、予算を減額されたのでさういふことになつたのか、今後処置は講じられないのか

どうか。

○村井参考人 柔道の会場につきましましては、最初の計画は、ほかに予定がございませんで、最初から屋内体育館で水泳と柔道の両方を開こうという計画でございまして。場所がないからやむを得ずなつたわけでございませんで、屋内体育館をつくることから、この総合体育館は水泳場と柔道場にしよう、こういう計画で進めております。また、そのための準備や何かの予算というものは三十九年度に当然載ることになっております。さらにつけ加えまして、武道会館とかその他の話を聞いております。そういうりっぱなものができるならば、その会館を使うという問題もまた再検討されるかもしれませんが、一応組織委員会の現在の考え方といたしましては、屋内体育館を水泳と柔道に使う、こういう大体的考えでございまして。

○田原委員 御承知のように、柔道は日本古来のものであり、国際的に知られてゐるものである。それがゆゑに特に東京大会に加えられたものであります。全国の国民も柔道の試合の成果等に相当の関心を持っておられます。しかるところ、柔道に限り水泳とあわせてやる、なお話を聞きますと、きょうまで水泳競技をやつて、一晩のうちに翌日柔道をする試合場をつくらうというの、ほんの間に合わせじやないかと思ふ。これは組織委員会として柔道を非常に軽視しているのじやないか。先日来ソ連のサンボ選手が四人来まして、私も終始それを現場で見えておりました。そう簡単に甘く見ることはできないと思ふ。それから十七日には、軽量級と中量級の、オリンピック

選手を予想した全国的な試合を講道館でやりまして、これも終日私は見ておつたのでありますが、必ずしも樂觀できないと思ふのです。中量級にしても軽量級にしても、いわんや、重量級では――この間も東京都体育館でやりましたが、ほとんど引き分けではありましたが、技術的にはやや向こうの方がまさつてゐるやうなものもあつた。従つて、柔道はどうもいという感じを国民に持たせることは、はたして柔道競技を加えた国民の熱望、それからこの試合に勝ちたいという選手の熱望にこたえるものかどうか。これは設備についてもはなはだしく冷淡であり、軽率であるのじやないかと思ふのです。今次長のお話にもございまして武道会館の問題、これなんかも、経過を見ておられますと、どうも文部省体育局なりオリンピック組織委員会の武道会館に対する熱意というものが見られない。国会で満場一致でやうな機会に、世界に誇る柔道の試合場をせつかくつくらうということ、前代未聞の、国会で超党派で満場一致の決議までしてつくつてもいいやうな気持ちであるのに、組織委員会にその予算が計上されず、それからその後も少しも武道会館建設に対するオリンピック組織委員会としての熱意が見られない。軽視しておるのじやないかと思ふ。そんなことをしておつて、試合になつてしまつて、間に合わぬではどうにもならぬと思ふ。十分の用意をもつて当たらなければならぬ。従つて、十九億の予算が十一億数千円になつたという中にも現われて

おりますが、これは柔道の道場に対してはなはだ冷淡じやないかと思ふのです。今からでも、新たにたばこその他でもつて財源を得ようというのですし、せつかく国会で満場一致の決議でもつて、具体的に柔道あるいは剣道、弓道等の試合場を計画しようというのですから、もう少し組織委員会は熱意を入れるべきじやないかと思ふ。この点については、文部省及び組織委員会並びに政務次官等が、国会の決議を、言葉の決議だけでなく、実際の見通しをつけてはつきりしきり答弁をすることが、国会に対する義務だと思ふのです。

○田中(参)政府委員 柔道の試合場と水泳の試合場とが一つになつて総合屋内体育館でやるというのは、組織委員会最初からの計画であると承知しております。むしろこの方はそういうわけでありまして、大へんに前例のないやうな様式の大建築になります。ので、予算が足りないといふことで、実は今度の予算で追加をいたしておつて、完壁を期しておる次第でございます。非常に多くの観覧者を見たいといふために、非常に観覧席を広くとらんがために両方を一つにする、こういうことになつたとは私は承知しておるわけでありまして、支障なく競技はできるものと確信をいたしております。

また、武道会館の建設につきましましては、国会満場一致の御決議にもなつておる次第でございますので、自来建設に向かつて進進をいたしておりますわけ、これまた、われわれ懸命の努力を払つて一日も早く武道会館の建設をいたしたいと思つておる次第でございます。

○田中(参)委員 ちょっと関連して。ただいま柔道試合場の問題で田原委員から御質問があつたのですが、柔道の試合は、水泳が完了しましてから二十四時間たちまして、まる一日たつて、翌日から柔道の国際試合が開始される予定になつております。そうしますと、大体時間が二十五、六時間くらいあるわけですが、おそらく、水泳場を柔道場に予定しましたのは、なるべく多くの観覧者にこれを見てもらいたいという、収容力の上から当然そこが予定されたといふことは私もよくわかるのですが、ただ、水泳を終わりましたすぐ工事に着手しまして、そして完全な試合場をつくるのに、まる一日しか余裕がないわけですが、この間のスポーツ新聞の記事に、建築のオーソリティーである丹下博士が、二十四時間内では柔道場をこしらへるというこは、これは技術的に不可能だ、少なくとも三十六時間くらいは時間がかかるというやうなことを発表されたのであります。われわれはその技術的のことはよくわかりませんが、組織委員会の方で、二十四時間内に確実に試合場をつくるだけの確信を持っておやりになられておるのかどうか、もし万が一時間的にずれが生じた場合において、どういふ措置を講じられるのであるか、そういう準備までしておられるかどうか、その辺をもう一回確かめておきたいと思ひます。

○与謝野参考人 先ほど田原委員長からのお話で、オリンピック組織委員会が武道を非常に軽視しているかのやうなお話でございまして、私もどしどしは、スポーツのあらゆる種目にわたつて、一方を重視し、一方を軽視するといふことはないのであります。その点はここで明らかにいたしておきたいと思ひます。たまたま総合競技場の中で水泳と柔道が行なわれるということになりましたのは、ただいま文部当局のお話の通り、なるべく大ぜいの人に柔道も見せたいという点で、一万五千人を収容できるこの体育館で柔道を行なうことが過当ではないかといふことで、水泳と柔道とをこの競技場で行なうことに決定したと、私は事務局長になつた後に聞いておるのであります。従ひまして、決して水泳場を借りて柔道をやるといふのではなくて、水泳と柔道のために設計された総合競技場なのであります。

また、田中委員からも、技術的に水泳場を二十四時間で柔道場に変え得るかというお話でございまして、先ほどの丹下博士の談として新聞に出ましたものが、丹下博士が言われたものか、それともまた他の人が言つたものか、われわれは、設計者、また施設のことについて特別の配慮をいたしてゐる岸田、高山両博士から、二十四時間内に柔道場に完全に変り得るやうに設計したあ、あるいは鉄骨の中へ入れる作業といふものになつてゐない者を使った場合には時間を要するおそれがあるから競技場ができた場合に、その入れかえの技術を身につけた者を養成しておくことが必要であらう、こういうことを前から言われておりました、私もそのつもりで手配をして遺憾なきを期したい、こう考えてゐるのであります、二十四時間はおろか、十時間でもやれないことはないと思ふのであります、が、単なるその日限りの日雇いの者を

雇つてきて、これに疊を敷けと申しても、これはむしろかしいのでありまして、やはり一種の熟練した者を用意しなくてはならぬ、こういうふうに考えております。また設計がそのようにできておるのであります、われわれとして、この設計では無理ではないかというだけの専門的知識がなく、これを信頼して、競技場の運営の方に全力を尽くしていきたい、こう思っております。

○田中(衆)委員 大体技術上の問題でありますから私もよくわからないのでありますから、これ以上申し上げる必要はないと思いますが、ただ、オリンピック大会に柔道が国際試合として新しい種目として加えられました第一回の試合であります。しかも日本古来の柔道と銘打って、東京において行なわれるのでありますから、世界の視聴が当然そこに集められるわけでありますが、その際に、第一回の柔道の試合が、水泳場を臨時に仮設した試合場で行なわれるということ自体が、実は日本の柔道に志しておる者、また柔道に非常に関心を持っておる者、それからまた柔道に熱心な人々のおきましまして、どうしてもそういう臨時的な仮設の場所ですらざるを得ないのか、柔道は柔道としての試合場を設置して、そこにおいてやるのが当然ではないか、こういうように一般が考えているわけでありまして、また、わが国におきましてその柔道の技術を公開する一流の世界の選手の人々も、おそらく、それを聞いた場合において、なんだ、本来の道場でやるのじゃないのか、仮設のスイミング・プールの上でやるのかというような感じを一般に受けるわけ

であります、この点は組織委員会ですういようにおきめになつておるのでありますから、これはやむを得ぬと思ふのであります、また、多数の観衆に見せるためにというので、そこ以外にないというのでありますから、私もはやむを得ないものと考へておるのであります、ただ問題は今の技術上の問題で、はたしてそれが二十四時間内での短時間でやつたために試合の遂行にまで支障を来たすようなことが万が一かあるとしたらならば、これは第一回の国際試合でございまして、その今後に影響するところがすくぶる大きいのではないか、こういうことも考へまして、どうか一つ二十四時間内に確実にしかも完全なる道場ができるということと前提のもとにこの計画をお進め願ひたいと思ひます。万が一これが支障を来たすようなことがありましたら、これはほんとうにオリンピックとして世界の柔道マンに対して、また世界のファンに対して申しわけないことになるのであります、この点だけは十分に一つ頭に入れておかれまして、丹下博士が三十六時間もかかるであろうと言つたことは、丹下博士御自身が言つたかどうかはわかりませんが、せうけれども、やはり私は何か根拠があつて言つたのじゃないかと思つてあります。建築に関する権威者でありますから、そう無責任なことば言つていないと私は思つておりますけれども、そういう点を十分御考慮いただきまして、組織委員会の方におかれましては完全な試合道場をつくつていただくことを切に希望いたします、私の関連質問は終わります。

○田原委員 それでは、その問題に就いて私も少しお尋ねしてみたいと思ふのですが、ただいま与謝野事務局長からの御答弁によりまして、水泳場の仮設施設が一萬五千、従つて、そこでやつて収容し得るという御想像像の少ないかと思ふのです。日本の柔道人口といふものは、中学、高等学校、大学、それから一般市民等、大体六百万とわれわれは見ておるので、それから今度のオリンピックを目ざして、すでに私の知っている範囲だけでも、アルゼンチンの二世を中心とした柔道視察団、これは約七十名、それからブラジルがやはり二世とブラジル人を合した青少年の柔道、今申し込みが約四百名、北米ではロスアンゼルスに約三十名くらいあります、各道場から十名ずつ来しても三百名、これらは日本の柔道を海外において学び、うしてあつたものをもち、たまたまオリンピックであるからといって、今旅費をたくわえつつ、来ることを楽しみにしてゐるのです。従つて、おそろしく国内柔道人口六百万として、一割で六十万、一割としても六万であります。これは〇・五%としても三万ですね。これはとても仮設の道場で技術的には収容しきれないと思ふ。われわれはそれを心配しております。

なお、田中委員の丹下博士の説などを聞きますと、三十六時間といふ場とは違ふのです。御承知のように、プールは下がコンクリートでありますから、その上に疊を並べただけでは試合はできるものではあります。御承知の通りに、疊の下はスプリングがなければいけません。各大学の道場を見

ましても、あるいは講道館をぐらんになつてもわかります。従つて、三十六時間でもおそろしく下を全部スプリングにしてその上に疊を敷くというようにことにはならぬと思ふ。その日になつて間に合ふぬというのでは、これは天下の恥だと思ふ。一面、先ほど申しましたように、せつかく自由民主党、社会党、民社党の共同提案であり、共産党も消極的には賛成をして、積極的に発言はしませんでした、衆議院においては満場一致でオリンピックに備えた柔道試合場をつくれというわれわれ国民の要望であります。その具体化が武道会館というので、ただいま宮内庁と国会の所有の土地等で選定を進めております。セイフティ・キャパシティが二万五千という目標で、これまた丹下博士の設計によりますと、三月中旬にそれらの土地の問題が解決すれば、来年の六月までには試合場だけはでき、時期は十月でありますから、八月に完成するものと見なければならぬ。そういうことにかかわらず、何だかオリンピック組織委員会は柔道に關しては虐待をしているような感じがしてならない。これは全日本の六百万の柔道人口を失望させるのみならず、日本の柔道を見たというので、今わかつてい

ただ、北米、中南米の二世、三世、四世、五世が楽しみにしている。このほか、ソ連やイラク、あるいはドイツ、オーストラリア、オランダ、イギリス、フランス等からも来るわけでございます。私の尊敬する与謝野さんが、優秀なる外交官として、またスポーツマンとして海外に長く行つておられ

をのむだけではなからうと思う。やはりこれは十分日本古来のスポーツを世界に見せよう——私は少なくとも金メダルを四つ取らせようと思うが、柔道の四種目に対して、今のところ、僕ら専門家ではありませんが、柔道愛好家のOBとして見ますと、軽量級と中量級と二つ取ればいい方じゃないか。指名された選手芳垣君が負けたりしている。しかもあと六百日しかありません。従いまして、金メダルを四つ取るというつも、柔道の総本山は東京にあること、国会が満場一致で決議したということ、これらを考慮されて、必要経費は出すというくらいは決意をしなければいかぬ。その点については、途中から事務総長になられた与謝野さんもお気の毒であります、一つ専門の外交的手腕を発揮して大蔵省を少しどうかつして、われわれも応援してやります。そしてつっぱなものをつくるうじやありませんか。まずあなたの決意を表明され、それから文部省もこれに対して表明され、最後に大蔵政務次官、尊敬する原田氏がせつかく来られていただきますから、一つ大蔵大臣あたりを締め上げて、今からでも間に合いますから——世界的な建築家である丹下さんも、今からやればできるというんですから、付属のいろいろな自動車の待合所というのはあつたとしても、試合場だけではできないのですから、これはやらせたらどうかと思えますね。以上三人のそれぞれの立場からの明確な御答弁を承りたいと思います。

○与謝野参考人 たいまのお話のように、りっぱな柔道の試合場が恒久的な設備としてできましたならば、われわれとしても、日本の国技ともいうべき柔道をまた世界に広める意味からも望ましいことだと感じるものであります。何分にもあと一年半に迫って参りましたオリンピックを前にして、ともかく柔道の試合が行なわれるという場所をきめなくてはならない。そこで現在の総合競技場がまわっているわけでありまして。先ほどの田中委員のお話の、組織委員会の予算に柔道場のことがないではないかというお話でございしますが、こういう恒久的な設備は文部省の方の予算に含まれておりまして、水泳、柔道に予定されておりますワシントン・ハイツの中の総合競技場は、大体二十五億の予算でこれが建てられることになっておるのであります。従いまして、われわれの方の持つている予算で別な柔道場をつくるということとは、現在の予算の力では及びませんし、また大蔵当局、文部当局と御相談いたしまして、とりあえずの目鼻がつくまでに時間がたつので、われわれとしては、現在の総合競技場で柔道の試合を行なうという決定に基づいて準備を遂行しているわけでありまして。他にりっぱな競技場ができ、収容人員も三万ということになるというようなお話があれば、喜んでまたわれわれとしてはそちらを考えたのであります。が、それに依存して他の源流を急ぐという間に、柔道の試合も行なわれないということになって困るといふのが、私の現在の考えでございます。

○田中(啓)政府委員 屋内総合競技場は、実は水泳の競技場に柔道の施設を仮設するのだというふうには、私は少なくとも考えてはおりません。これは最初から両方の目的で設計をされました、確かに競技の順序は、水泳をやつてから舞台を柔道場につくりかえるというところは承知いたしておりますけれども、そのような早わざができるかどうかということが心配だと思つておられることもございまして存じますので、私、的確に組織委員会の方とともに早急の仕方を具体的に研究いたしまして、念のため、大丈夫かどうか、委員会に御報告をいたしたいと思つてございしますが、何分にもこの屋内総合競技場は、当初二十二億でございしましたものが、これは世界にこれまでに類例のないような新様式の大建築でありまして、構造上からどうしてもなお三億の工費がふえるということでありましたから、この三十八年度予算で実はそれだけ追加をいたしたようなことであります。まして、万全を期しておるわけでありまして、そしてそのような大建築でありますので、なるべく早く着手しなければ工期の関係上オリンピックに間に合わないようなおそれがございますので、実はこまかいところを精査するよりも、早く着手するというに今までの専念をいたしまして、幸いに先日着工の準備に着手することができたわけでありまして、そういうようなわけでございまして、一つここで万全を期して両方の競技をやるといふことで進みたいと存じておる次第であります。なお、武道会館の方が間に合いますれば、今与謝野事務総長の方からお話がありまして、観覧者は約倍近いことにもなるわけでありまして、もともワシントン・ハイツの屋内競技場も、今お話しのように非常に観覧者が多からう、熱心な人が多からうということとで観覧者をふやしたい目的であ

のような柔道、水泳両方の屋内競技場にしたという次第もあることでありますから、さらに多くの観覧者が収容できる武道会館ができますれば、その方に移つてよろしい、こういうお話でございまして、そのような心得で私も今後推進したいと思つております。

○原田政府委員 オリンピックの柔道競技場の問題について御質問がございましたので、私から大蔵省の立場並びに私の考え方を申し上げたいと思つております。

オリンピック大会における柔道の競技につきましては、今与謝野事務総長並びに田中政務次官からお話のございましたように、東京都においてオリンピックが開催されるということが決定いたしましたから、柔道はどこでやるかということについてお考えになりました。そして、総合体育館で柔道と水泳をやるといふ方針ですべてのものが進んでおるわけでありまして、従いまして、それに対する国からの支出ということもそれに伴つてやっておるわけでありまして。今武道会館の問題が出てきておりますが、私も柔道は田原さんより強くはありますが、柔道も、ボクシング、剣道、水泳、ピンポン、あらゆるスポーツをやつて参りまして、スポーツは休養者であるとともに、好きでありまして、特に剣道を学ばれて、武道というものについては同じ考え方を持っておるつもりであります。従いまして、武道会館の建設につきましては、私は今大蔵政務次官をやっておりますけれども、ずっと皆さん方とともにこの建設について微力を尽くしてきたつもりであります。従いまして、大蔵当局とい

たしまして、武道会館の決議案をちやうだいたしましたが、これに対する財政上の考え方といたしましては、武道会館に相当な金をかけるならば、あるいは社会福祉関係の会館の要望もあるじゃないか、その方が先じゃないかというふうないろいろな議論がございましてけれども、これは衆議院の全会一致の決議である、こういう趣旨を尊重いたしまして、りっぱな武道会館をつくりたいということで、調査費を計上しておるのであります。オリンピックは日本で今回行なわれますが、柔道あるいは剣道は、武道は悠久のものであります。今回来年度行なわれますオリンピックの競技におきまして、日本柔道が、三つや四つでなしに、すべての金メダルを獲得して、そしてやがてりっぱにでき上がります武道会館を講道館と同様に日本柔道のメッカとして、世界じゅうから日本へ来られるように心から念願をしておる次第であります。この問題につきましても今後十分な配慮を尽くしていきたいと思つておるような次第でございます。

○田原委員 それぞれ用心深く言いながら、ほのかに幾らか積極的に、必ずしも反対でないような意向を一応聴取したように思ひます。問題は今後の折衝等に待つのでございしますが、私たちは、特に繰り返すようでありまして、武道専門の、柔道大会ができる武道会館をつくりたいと思つております。

なお、原田政務次官のお答えで、講道館以上ということでありました。講道館と武道会館は違ふのであります。講道館は、練習と、段位をや

る、それから教師の養成をやる、武道会館の方は試合場だけではありませんから、そういう衝突をすることもなく、具体的には、講道館は有段者をつくることを積極的に進めておるのでありますから、この点を御了承願いたいと思います。

次は、選手強化策について少しお尋ねしておきたいと思ひます。主として与謝野事務局長にお尋ねいたします。

与謝野さんは、優秀な外交官として、またスポーツマンとして、私ども非常に尊敬している方であり、今回避はれて事務局長になられた経緯等も新聞等で承知しております。組織委員会の直接の仕事としては選手強化ではないのでございますが、設備、予算あるいは海外からの訪日選手団等のお折衝ということもございましょう。

しかしながら、何としても選手は、日本側の選手が予定通りの準備を整えて、希望通りに金メダル、銀メダルをとらなければいかぬのであります。そこでお尋ねするのですが、これは文部省の人にも聞いておいてもらいたいのではありませんが、スポーツ界でいろいろな派閥がありますが、大学ごとの派閥があるし、それから関西と関東の派閥があるし、水泳なら水泳、特に陸上競技や水泳の派閥がひどいのであります。その中に途中から事務局長に來られて大へん苦労していると思ひますが、選手強化について自分の方は関係がないのだから発言はせぬというような消極的な態度でなく、自分たちはこれだけの設備や国費をもやっていると、もつと選手は従来の派閥觀念を越えて強化に邁進してもらいたいということを勧告して、ほんとうに強化してもらいた

いと思ひます。強化の実情について、全項目でなくともよろしいですが、主要な項目について強化の実情をあなたはどの程度知っておられるか、また文部省はどの程度と見ておられるか、それぞれお知らせを願いたいと思ひます。

○与謝野参考人 お答えいたします。

実は、田原さんから、組織委員会とは関係ないかもしれないが答えるというお話でございますが、まず、組織委員会は選手強化には関係ないことはお話し通りでございまして、ただ、われわれは体育協会及び選手強化本部と接する機会が多いので、いろいろなお話を伺っております。この点についてどの程度の予算が出され、またどういう方針で合宿等が行なわれているかというところは文部当局の方からお答えを願うことにいたしました。ただいま、選手間の派閥関係、あるいは学校の関係、関東、関西の関係、その他いろいろ複雑な関係があつて選手強化の実が上がらないのではないかとこのお話がございました。私もスポーツは昔から好きで、各種の競技に興味を持っておりますのでありますが、私の承知しております限り、いろいろ派閥とか、昔からの競争関係とか、対関係というものがあつては事実でございますが、このういふもののために選手強化の実が上がつておらないという事実は私はまだ聞いておらないのであります。あるいはあるコーチのやり方に対して他のコーチが不満を持っているといううなことは間々あることではございますが、各競技、特に人数の多い陸上競技とか水泳とかという競技団体においては、従来からいろいろな対抗関係があつたやうでございまして、選手強化に

に關してはこれのことではないと私は確信しているものであります。また、組織委員会としてはやっぱりオリンピック準備をしたいと思いますのであります。が、われわれの仕事は舞台を準備することでありまして、むしろそこで活躍するのは選手でありますから、選手強化というものがなせられにされましたならば、国民の失望というものが非常に大きいのだということを私は常日ごろ人にも話し、また体育協会の先輩友人たちにもこのことを話しておるのであります。御心配の点は、過去において多少あつたのかも知れませんが、今日私の知る限り、選手強化がそういう問題のためにはばまれておるという事実はないものと確信しております。

○西田説明員 選手強化につきましては、御承知の通り日本体育協会が担当いたしました。その中に昭和三十五年以来選手強化対策本部を設けて、総合的な計画を立て、それに基

づいて各競技団体が鋭意選手強化をはかっているのでもございます。内容としては主として合宿をいたしております。それからコーチを三百名、各種目にわたつて選定をいたしました。コーチの強化をはかる。第三番目には、科学的な研究をする。第四番目には、国際交流をはかる。外国のコーチ及び選手を日本に招待する、及び日本の選手を外国に派遣するといふような国際交流をする。それから施設、用具等を充実する。こういう五つの柱を立てまして、計画的な強化策をはかつてきて今日に至つております。

部が発足いたしました昭和三十五年以來、これも計画的な予算を立てまして実行いたしておりますが、昭和三十八年度におきましては、約六億八千万円の計画を立てまして、これに対して国は二億五千万円の補助をするという形で昭和三十八年度の選手強化が実行される予定になつてゐるわけでございます。この経費は、現在選手強化本部の計画に對しまして十分であるといふことを申し上げておまして、国からもこれだけ見ていただいた上は、本部といたしまして、あるいはコーチ、選手といたしまして、その御好意に對して絶対報いねばならぬといふような覚悟でやつてゐる、こういうことを申し上げてお

ります。

選手の候補選手は、従来、昭和三十七年度におきましては約千三百名ほど持つておりましたが、昭和三十八年度にはそれをだんだんしぼりまして約千名にいたしました。一人に一人のコーチがつくといふほどではございせんが、なるべく少数の者をコーチが担当して徹底的に強化策を講じていく、こ

ういふ方針をやつておるようでありまして、お聞き及びかと思ひますが、昨年あたりは、選手の根性がなかつたといふやうなお話も出ておつたやうであります。強化本部のお話を聞きますと、近來は、昨年あたりから、田中聡子選手であるとか、あるいはマラソンの選手であるとか、その他いろいろよい成績を上げてくる者も出て参りまして、次第に選手も自覚を高めて、現在では非常に一生懸命やるやうになつた、あの程度の見通しが持てるやうになつた、こ

ういふふうには本部では申しておりますのでございまして、私も楽しみ

にいたしておるところでございます。一つ一つの種目につきましては、非常に詳細にわたりますので、もし御要望があれば、書類を整えてお届けしたいと思ひます。

○田原委員 コーチの待遇、それから合宿におけるカロリーの問題等は十分でありませぬ。私は重量あげの協会の点だけを見てみますと、あそこ四人の強化コーチを体協で推薦して、一人二万円なんです。本職を持っている人で間に合わせにやつてゐるのではコーチにならない。では専門にやれるかといふこと、二万円ではどうにもならない。従つて、十分であるといふやうな甘い考えでは、私は強化はならぬと思ひます。もちろん金だけで解決するものではない。根性もありましようし、科学的な練習方法もありましよう。しかしながら、おやりになるならば、中途半端にするといふことでは決して十分とは言へません。たとえば重量あげ選手の合宿にいたしましたも、五千八百カロリーくらい必要だといふのに、三千カロリー程度で、あるとは先輩や選手自身がいろいろものを食つて食つたりしてゐる。そういうこともありまして、御承知のように、陸上自衛隊に行つておられます三宅君は重量あげの金メダル候補選手であります。私は実際やめた、一萬三千円ではつき合ひもできぬといふことを言つております。こ

いろんな待遇その他も見てやらなければならぬ。今の西田課長の御説明は、お役所としてはそうとしか言えないかもしれないけれども、先般、予算でも何でも通すということでありまして、あと六百日くらいに迫っておりますから、強化に対して必要な経費は追加しても出すという決意を持って、選手がもっと安心して一生懸命練習できるようにしてほしいと思うのですが、一つ政務次官のお考えを承りたい。

○田中(答)政府委員 実は私もいろいろとでありまして、強化方法の具体的なことはよく承知しております。その中で大事だろう、食っただけしか走れぬだろうと私は考えまして、文部省に昨年参りまして第一に念を押したのは、十分に食っておるかということでありました。実はそのときには、四キロカロリ以上食って、もうこれ以上は食べますまいという話でありまして、今重量あげが三キロカロリしか食えないというのを伺って、はなはだ意外に思うのであります。私の念の入れ方が少なかつたかと思うのであります。そういうわけでありまして、実は時期がおくれれば間に合わないような、主として設備になるのであります。ここに御同席の原田政務次官、あるいは建設省の松澤政務次官などと川島国務大臣のお手伝いをいたしまして、もう時期をはずしたら間に合わないといううなものにもつぱら主力を注ぎまして今日まで手伝って参りましたが、今お話のような点につきましてよく調べまして、どうしてもわれわれの方で力を入れなければならぬところが出て参り

ましたならば、予算その他でできるだけのことは講じたいというように考えておる次第でございます。

○田原委員 待遇改善の点がはつきりしません。もうちょっと時間を待たせてその上でまたお尋ねすることにいたします。

次は派閥の問題です。これは、先ほどと謝野事務局長が、何か知っておるような知らぬような程度しか言わなかったのですが、直接の担当者として言えないだろうと思ひます。

文部省にお尋ねしてみたい。先ほど強化対策本部長の話が出ましたけれども、田畑君が強化対策部長をやめて大かた一年になるのです。その間に強化対策部長代理で大崎君がおりますけれども、あくまで代理でありまして、その人に対してもまたいろいろな角度から見ていられる人もある。なぜ一体強化対策部長というものを早くきめないのか。田畑君が不適任だったならば、そういうつもりでやめたのだらうが、そうすると、かわるべき強化対策部長を早くきめて、本部代理でいつまでも置くというようなことは、十分な準備とは言えないと思うのです。おそろく、内容から言うならば、スポーツ界のOB界の派閥からき配いたします。ある新聞によりまして、与謝野さんは何だ、今に追い出されてしまおうというようなしゅうとめ根性でいじめているというふうな報道もあるのです。一与謝野さんをいじめ、いじめぬということではなくて、ほんとに強化するならば、強化本部自体の陣容を立て直す。ほんとに不適任ならば与謝野さんもやめるでしよ

う。また適任なら田畑さんも出るでしょう。ともかく、そういう指導をすることが文部省の仕事じゃないかと思うのです。おきなりで、文句が出なければそのままだと出ていくということではないかと思う。だから強化対策部長の選任の用意をしなればならぬ。もうその時期がおくれているんじゃないかと思ひますが、これらに対して西田さんあたりどういうふうにしていくとするか、はっきり態度を示していただきたいと思ひます。

○西田説明員 本部長が長らく空席になつておりますことは、私も大へん気にいたしております。早く本部長をきめて、選手強化を軌道に乗せてほしいということはたびたび要望いたしておりますが、ごく最近、体育協会から、近々のうちに石井新会長のもとで強化本部長をきめるつもりである、こういう返事をいただいております。

○原田委員 それでは、他の議案もあると思ひますから、私は、強化対策本部長を至急に選任すること、それから可能な限りにおいてスポーツ界の派閥の解消の方向に指導していただくこと、それから予算は思い切つて必要なだけのものは出す、そうして安心してコーチも選手も十分練習できるように希望いたします。そのために、あらためて石井休協会長、それから選手強化本部の今の次長でもいいが、それから柔道、特に柔道関係の方は一度もここに来たことがありませんから、他の機会に呼ばれて、もうちょっとじっくり質問して激励してみたいと思ひますので、その三点を希望して、きょうの質問を終わります。

○島村委員長 では、オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、及びオリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案の両案を一括議題といたします。

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案
オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案

（寄附金付き製造たばこの販売）
第一条 日本専売公社（以下「公社」という。）は、この法律の施行の日から昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会（以下「大会」という。）の終了の日の属する月の末日までの間において、財団法人東京オリンピック資金財団（以下「資金財団」という。）が調達する大会の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上に必要な資金に充てることを寄附目的とする寄附金に相当する金額をその購入に際しての小売定価にあわせて支払うことを要する製造たばこを販売することができる。

（寄附金付き製造たばこの名称、種類及び最高価格、寄附金の額等）
第二条 公社が前条の規定により販売する製造たばこの名称は、オリンピックとし、その種類、標準規格及び

最高価格は、次に定めるところによる。
一 種類は、両切り紙巻たばことする。
二 標準規格は、長さが七十ミリメートル、内周が二十六ミリメートルであつて、原料となる葉たばこの総量の百分の八十以上に相当する量のオリエント葉たばこを用いた上級品とする。
三 最高価格は、十本当たり五十円とする。

（以下「寄附金」という。）の額は、十本当たり十円とする。

公社は、オリンピックの包装に寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（資金財団に対する寄附）
第三条 公社又はたばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第二十九条第一項に規定する製造たばこの小売人（以下「小売人」という。）からオリンピックを購入した者がその購入のため支払った金額のうち当該寄附金に相当する金額は、その者においてその購入の時に資金財団に寄附したものとす。

（寄附金の処理等）
第四条 小売人は、オリンピックを販売したときは、すみやかにその寄附金を公社に送附するものとする。

公社は、オリンピックを販売したときはその寄附金を、前項の規定による送附を受けたときは当該送付に係る寄附金を、それぞれ、すみやかに資金財団に送附するものとする。

資金財団は、前項の規定による送附を受けたときは、公社又は小売人

に対し、これらの者が当該送付に係る寄附金につきオリンピックアスの販売及び当該寄附金の送付のため特に要する費用として公社とあらかじめ協議して定めた金額を支払わなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるため、日本専売公社が寄附金付き製造たばこを販売することとができることとし、その製造たばこの名称、種類及び最高価格、寄附金の額及び送付手続その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○島村委員長 ます、本日参議院より送付され、本委員会に付託となりました、内閣提出、オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案について、政府より趣旨説明を求めます。原田大蔵政務次官。

○原田政府委員 ただいま議題となりましたオリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明いたします。

日本専売公社は、昭和三十六年法律第百三十八号をもって公布施行されましたオリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の

規定に基づき、昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手競技技術の向上のために必要な資金の調達に際し、財団法人東京オリンピック資金財団に対し、従来から協力してきたのでありますが、このたび、さらにその資金調達の確保をはかるため、日本専売公社が寄附金付製造たばこを販売することができるとする

とともに、その製造たばこの名称、種類及び最高価格、寄附金の額及び送付手続その他所要の事項を定めることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、日本専売公社は、この法律の施行の日からオリンピック東京大会の終了の日までの属する月の末日までの間に限り、東京オリンピック資金財団に充てることを寄附目的とする寄附金をつけた製造たばこを販売することができるとしてあります。

第二に、寄附金付製造たばこの名称をオリンピックアスとするほか、その小売定価の最高価格は十本当たり五十円、寄附金の額は十本当たり十円とする等、オリンピックアスについての所要の事項を定めることとしてあります。

第三に、オリンピックアスを購入した者は、その購入のときにおいて、この法律案において定める寄附金を東京オリンピック資金財団に寄付したものとす

るほか、寄附金の送付手続について定めるとともに、製造たばこの小売人等において寄附金の送付等のため特に要する費用は、東京オリンピック資金財

団が負担することとしようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○島村委員長 以上で政府の説明は終わりました。

○島村委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、本案審査のため、オリンピック東京大会組織委員会総務部長大野陸蔵君、東京オリンピック資金財団理事長朝野君を参考人と決定し、本日その意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

○島村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○島村委員長 これより両案を一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。佐藤親次郎君。

○佐藤(親)委員 今度オリンピックの準備のためにいろいろ必要な役員のために法律が出るのですが、どのくらいの職員を予定しておられるのか、まず文部省から伺いたい。

○清水説明員 私ども聞いておりますところでは、ただいま提案しておりますような年金通算の方針によりまして、今後地方公務員が約百名程度の応援をお願いしたい、こういうふうに聞き及んでおります。

○佐藤(親)委員 そういう職員の希望者はあるのかないのか、それを伺いたい。

○清水説明員 東京都を中心に組織委員会の方に相当申し込みがござい

ます。

○佐藤(親)委員 それで、これは臨時のことではあるが、そのあとでこの職員たちは前の職に復職できるのかどうか、この点はどうなっているのですか。

○清水説明員 本方式によります場合は、任命権者が行つてくれということをお願いいたしまして、そして組織委員会からまた地方公務員に戻るといふことを前提の場合に年金通算をする、こういうことに相なっております。そして、なお、行く場合に年金通算を希望しない者は、もうそこで退職しつぱなしでいくということ、本人の選択にかかされておるわけでございます。以上でございます。

○佐藤(親)委員 その地位の問題などというところで、オリンピックの方にいったためにあとで非常に不公平になつたり何かするようなことはありませんか。

○清水説明員 給与等の点につきましては、組織委員会へ行きました場合、組織委員会が公務員との給与を勘案して適当な額をきめていただくことに相なっております。なお、戻りました場合につきましては、これはほかの者と均衡を考慮して、戻った場合に再度給与の決定をする、こういうことでござい

ております。しかしながら、その当時、たばこにつきましては、大体三億円程度というものを想定いたしましてお願いして、当時の国会においてもそういうふうにご説明申したのであります。その後、この三十七億程度のものをいろいろと三十六年、三十七年の実績から考えてみますと、やはり三億程度のものでございまして、要するにたばこのまれの要煙家から御寄付をいたしたい、こういうことで、専売公社の方にそれがための御協力を願ひ出ている。実は全体の計画といたしましては、このほかに公営競技等からも多額の御協賛をいただくように現在すでに具体的に進んでおられる次第でございまして、それらが総合されますれば、私どもが必要なのは、絶対的に確保できるということで、当初からの三億というものを基準としてお願いしているような次第でございまして。

○佐藤(観)委員 専売公社の方はこのためにどれくらいの数値を準備されておるのでございますか。片桐監理官でもけっこうですか……。

○片桐政府委員 お答え申し上げます。

このオリニピスは、大体今観理事長からお話ございましたように、オリニピスの販売によりまして、三億円の寄付金を上げたい、こういうことになっております。そしてオリニピスは大体約三億本、今後一年半にわたりますて売り出すという予定であります。

○佐藤(観)委員 やってみなければわかりませんが、人気がよくて半年か一年あたりで売り切れたら、あとはつくらないのですか。

○片桐政府委員 三億本と申しますのは一応の目安でございまして、もちろん、このたばこが売れ行きがよくて需要が多ければ、公社の原材料の許す限り、あるいは製造能力の許す範囲において増産して売り出すという予定でございます。

○佐藤(観)委員 それから、期間が過ぎても、これが人気のいい場合は、同じ値段で売りさばかれるのどうか、これも伺っておきたい。

○片桐政府委員 このたばこは寄付金という特殊な性格のものでございまして、寄付金付のオリニピスというたばこは来年度の十月末日をもって売りどめになります。しかし、このたばこに対する皆様方の需要が引き続きあるということになりますと、公社はその後引き続いて同種のたばこを売ることになるかと存じます。ただし、その場合に、その販売たばこの名称をどうするかという問題について、また追って検討いたさなければならぬんじゃないかと考えております。

○佐藤(観)委員 それでは、今は三億円資金財団が寄付してくれということから、やむなく役所でやるというふうな安易な気持ちでおやりになるのか、あるいは将来を見越して、これは必ずよく売れる——これは専売公社もある程度商売でやるのでございまして、そういう点の考慮があるのかないのか、阪田さん、総裁だから、一ぺんあなたの大抱負を伺いたい。

○阪田説明員 今回発売いたす予定にしておりますオリニピスというたばこは、御承知かと思いますが、今までこの系列といいますが、種類から

いいますと、多少変わったたばこでありまして、ギンシア、トルコ等の葉を入れたいわゆるオリニピス系統のたばこといわれているものでございまして、こういったたばこは、オリニピスを使った特殊なたばこになっておるわけでございます。そういったたばこは、かつて公社は戦前にも発売したことがございまして、これはあまり売れた実績はございせんが、発売したことはございまして、公社の売っておりますたばこはいろいろ種類、銘柄がございまして、従来の系列にないものでございまして、こういう機会がありましたので、たまたまこういうたばこをオリニピックの寄付に使うことにしました。公社としてはやはり売り出している銘柄の種類をふやす、いろいろな嗜好を持つておる方々の需要に應ずる意味で、こういうたばこは前から計画しておったことあるわけでございます。そういう意味におきまして、やはりこういうオリニピス系のたばこを愛好される方はかなりあるんじゃないかと私も想像しております。そういう意味で、今回のオリニピスというたばこが、私どもの予定しております程度あるいはそれ以上売れるということでありまして、将来ともこういうたばこはある程度の数量は発売していくことにしたい、現在のところではそういう考えを持っております。

○佐藤(観)委員 最後にもう一点、片桐監理官にお伺いしたいのですが、あなたのご予想としてはどうか。相当売れるかどうか、やってみなければわからないけれども、今阪田さんに聞くと——私はたばこをのんだことがないから、たばこの味を知らぬけれども、オリニピックの宣伝の關係で予想外に売れる可能性があるように考えておるのでありますが、その点はどのような見通しを持っておられますか。

○片桐政府委員 実は私も佐藤先生と同様にたばこを吸いませんので、味がわからないのであります。このたばこは、昨年の夏ごろから公社がいろいろと葉の組み合わせを考えられていて苦勞しておつたことになっていたのであります。そのたばこに若干ずついろいろな方々に吸っていただいたりしまして、その反響等も私も聞いておりますが、最近につくり上げましたこのたばこは、私も聞いておる範囲では、割合評判がいいのであります。それからこのデザイン等も完成いたしました。今お手元にありますようなそういう形のものができるようになったわけでございますが、なかなか評判はいいようないです。が、案外売れるんじゃないかというふうには実は私も考えております。公社といたしましては、このたばこの売り出し及びその販売につきまして、かなり多額の宣伝費を使ひまして、オリニピックの資金をたくさん集めようと考えておられますので、私個人の予想といたしましては、かなりの成功をおさめるのではないかと、予想以上に売れるのではないかと考えております。

○佐藤(観)委員 あまりよくとて言いませんけれども、資金財団の方も資金に非常に困つておられるようなことを聞いておるし、日本で初めてオリニピックが行なわれるのに、金が足りないでは困るということがありますから、一つ専売公社でもできる限り協力し

て売り上げがよくなるように希望いたします。私の質問を終わります。

○羽田委員 ちょっと関連して伺いた。今手元に見本を拝見しましたが、これはデザインが非常に渋いですが、これは財団やオリニピック委員会なんかとも御相談なすつたのでございまして、ちよつと専売公社の総裁に承りたいと思います。ことにオリニピックのマークの色を五色で出すということがやはりばつとすると、またオリニピックを宣伝する意味においても、意識高揚の上においても、オリニピックのマークである以上は五色のマークでやるというふうには、これはどうしても修正していただきたいと思います。なお、私は見本を吸いましたが、ちよつとウエス・トミンスター式な味で、非常にいい味じゃないか、日本の在来たばこに比べると非常にいい味のたばこだ、こういうふうにして、私はこれを大いに愛用したいと思つております。ただこのデザインがいかににもじり過ぎて、これは非常にまずいと思ひますが、これはやはり専門家の方面と御相談なすつておやりになったのか、あるいはオリニピック財団等とも御相談なすつてやったのか、それをちよつと承りたいと思ひます。

○阪田説明員 オリニピックたばこの包装のデザインをきめるにあたりましては、たばこの内容及び趣旨にふさわしいものが望ましいと考へまして、いろいろ研究いたしましたわけでありまして、具体的に申し上げますと、こういうたばこその他一般のデザインをやつておりますグラフィック・デザインの方の専門家が、これは三十名くらいでありますから、それにデザインを依頼いたしました

て、見本として百五十ぐらいのデザインができたわけでありませう。それを集めまして、これをさらにまた専門のかなり有名なデザイナーの方四、五名に委嘱いたしまして、その中から選定していただきまして——ぜひこれにしろという一本のデザインに統一しなかつたのでありますが、四つか五つのデザインをその中から選んでいただきまして、そのものをまた公社としては、製品がこういうたばこという特殊なものでありますので、そういうたばこに向くような、しかもこういうたばこのいわば高級たばこでありますから、高級たばこにふさわしいようなデザインになるようにということで、それに多少修正を加えて決定いたしましたということであります。決定いたしましたということでオリピックの審議会とか財団その他に御相談いたしております。

○羽田委員 このデザインですが、これはどういう意味を持っておるのか、ちよつと承りたいと思います。

○阪田説明員 デザインがどういう意味かというお尋ねでございますが、デザインは要するにデザインであります。が、しいて申しますれば、ちよつと〇というような形をしておりまして、陸上競技のトラックのような形をしており、そういうような意味も多少は含んでおるわけでございます。

それから、さつきオリピックの五輪マークの色についてお話がございましたが、五輪マークの色というのはきまつておりまして、そういうたばこに色にすることがそういう意味では正確かもしれないが、要するにデザインの問題でありますので、箱の色彩なり意匠に合うようにそういうような金色

でやった、こういうことでございませう。

○羽田委員 これはやはりオリピックの正式のマークに、色をちゃんとそのようにして売り出すことがどうしても必要だ、そのことを私は念を押しておきます。

それからなおこれの十円の寄付金でございますが、この十円はそっくり財団の方へ出していただけるのですか。あるいは小売手数料は五十円の中から出すのですか、十円はそっくり財団の方に寄付なさるのですか、そこを一つ伺っておきたい。

○片桐政府委員 このたばこは五十円で買つていただくわけでございますが、それ以外に十円の寄付金を払つていただくわけでございます。寄付金はそのまま財団の方に参りますが、ただし、その寄付金を取りまゝとめて財団に送付するに要する経費というのは、これは財団の方でお持ちいただく、こういうことになっております。本来のたばこ小売店の利益となるべき手数料と申しますか、それは五十円の中から小売店に払うわけでございます。

○小平委員 ちよつと思いつきなんです、オリピックの宣伝のために、輸出して——外国で買つか買わないか、相手があることですが、外国へ出すような計画はありますか。

○狩谷説明員 たいまの寄付金付きたばこにつきましては、現在外国へ輸出するという特段な計画は持っておりません。

○小平委員 どうですか、外国向けに文字をわきの方へ書いて、外国からも一つ寄付金をもらうような案を検討してみるのはありませんか。

○狩谷説明員 御指摘の点につきましては、今後検討いたしてみたいと存じますが、従来までの実績から申しますと、なかなかむずかしい問題であると考えております。

○島村委員長 他に御質疑はございせんか。——なければ、これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○島村委員長 これより、オリピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入る順序でございますが、討論の申し出がございせんので、直ちに採決いたします。

本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、オリピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案について討論に入る順序でございますが、討論の申し出もございせんので、直ちに採決いたします。

本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

なお、ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○島村委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

〔参照〕

オリピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三六号)に関する報告書

オリピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案(内閣提出第六三三号)(参議院送付)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕